

むつ市デジタル地域通貨調査研究事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

むつ市デジタル地域通貨調査研究事業業務委託

2 委託業務の目的

日常生活における消費活動や公共施設窓口手数料等の決済について、スマートフォンアプリを活用したキャッシュレス化を普及促進することにより、市民の利便性向上及び事業者等の生産性向上を図り、また、同時に地域内資金流通の好循環をつくり地域経済の活性化を推進するため、令和6年度以降のデジタル地域通貨導入を見据え、当市の特性を踏まえた運用方式の確立、市全体の機運醸成を図るとともに、導入の実現可能性を調査・研究することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

4 基本方針

本市内での流通を想定したデジタル地域通貨を持続可能な社会インフラとして整備することを目指す。

原則、ユースキャン方式によるQRコード決済を念頭においたシステムの運用を想定している。また、決済機能を基盤としつつ、将来的に機能拡張が可能なシステム構築に努める。

5 業務内容

令和6年度以降のデジタル地域通貨導入を見据え、当市の特性を踏まえた運用方式の確立、市全体の機運醸成を図るとともに、導入の実現可能性を調査・研究し、その結果に基づき当市に最適なデジタル地域通貨の具体的内容を提案すること。

(1) 実現可能性の調査・研究、コンサルティング業務

- ① 当市の地域課題の整理及び分析に関すること。
- ② 先進事例や動向、関係法令等の調査・分析に関すること。
- ③ 他の施策等との庁内横断的連携及び外部関係機関等との調整に関すること。
- ④ 運用方式の研究、設計及び提案に関すること。
- ⑤ その他デジタル地域通貨構築に係る助言及びサポートに関すること。

(2) 市全体の機運醸成・意識改革サポート業務

- ① 研修会等の実施に関すること。

キャッシュレス決済の基礎知識を習得するほか、個人の消費行動と地域経済の関わりを考える機会を提供するとともに、QRコード決済の疑似体験等によりデジタル地域通貨への理解を深めるための内容を想定している。ただし、実施内容の詳細については、研修会等の対象者に応じて発注者と協議して決定するものとする。

ア 市民向けセミナー、事業者向けセミナー（計4回程度）

イ 職員向け研修会（1回程度）

② その他機運醸成に資する情報提供等に関すること。

6 成果品

以下の成果品をむつ市経済部産業雇用政策課へ納品すること。電子データは、編集可能な形式とすること。また、本業務の成果品はすべて発注者の管理及び帰属とし、第三者に公表または貸与してはならない。

- (1) 中間報告書、提案書(案)【印刷物（各3部）、電子データ】
- (2) 報告書、最終提案書【印刷物（各3部）、電子データ】
- (3) 本業務の遂行過程で作成した資料等【電子データ】

7 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施体制図
- (3) 業務工程表

8 スケジュール

令和5年 6月下旬 委託業務着手

令和5年 9月下旬 市職員向け研修会の開催

令和5年10月中旬 中間報告書及び提案書(案)の提出

令和5年11月上旬 調査研究業務報告会の開催 ※対象は市幹部職員を想定

令和5年12月以降 市民向けセミナー、事業者向けセミナーの開催

令和6年 3月上旬 報告書及び最終提案書の提出

※ただし、スケジュールの時期及び内容は変更する場合がある。

9 留意事項

- (1) 受注者は、本業務を円滑に実施するため、発注者と綿密な連絡を取り、適宜業務進捗報告及び協議を行うこと。
- (2) 本業務の履行に要する経費は、原則、委託契約金額に含むものとする。ただし、研修会等の開催に係る会場、パソコン、プロジェクター、スクリーン等については、別途発注者が用意する。

10 その他

- (1) この仕様書は、本市が想定する最低限の業務概要を示すものである。受注者の専門的知見から効果的かつ予算の範囲内で実施可能な提案がある場合は、追加提案を行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (3) 受注者は、この仕様書に規定するもののほか、本業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。